

承継（名義変更）

使用者が死亡した場合や使用者を変更したい場合は、那覇市役所での手続きが必要です。

下記の書類などをご準備のうえ、環境保全課の窓口で「承継」の手続きを行って下さい。

※使用者の住所に変更があれば住所変更手続きが必要です。なお市外在住の場合、使用者の特別住民抄本（本籍記載のもの）又は除票が1通必要です。※申請日から3ヶ月以内のものになります。

※使用者が死亡した場合や使用者を変更したい場合は、承継（名義変更）の手続きが必要です。

ご持参いただく物

①使用許可証

②新しい使用者の身分証

（運転免許証・保護受給証明書・パスポート・障害手帳など）

③新しい使用者と前使用者の続柄がわかる戸籍（戸籍謄本、除籍謄本など）

※申請日から3ヶ月以内のものになります。

④再発行手数料300円

⑤那覇市納骨堂等使用权承継許可申請書

※新使用者が市外在住者または那覇市在住者で住所非公開の場合、新使用者の特別住民票抄本（本籍地記載のもの）が必要になります。※申請日から3ヶ月以内のものになります。

⑥関係人届

※少なくともお一人、使用者とは別で連絡のつく方をご記入ください。同世帯の場合は、同一の電話番号は不可とさせていただきます。

※関係人氏名は、手書き（自署）をお願いします。

※市外在住者または那覇市在住者で住所非公開の方を関係人にする場合、関係人の特別住民票抄本（本籍地記載のもの）が必要です。※申請日から3ヶ月以内のものになります。

⑦委任状（前使用者からのもの）

※⑤、⑥は那覇市環境保全課窓口及び那覇市役所ホームページより取得することができます。

※前使用者と一緒に窓口に来庁できる場合は、不要です。

※注意事項

※代理人が手続きを行う場合は、委任状、使用者の身分証（コピー可）、代理人の身分証が必要です。

※③の戸籍が揃えられない場合は、ご相談ください。

※申請書は黒か青のボールペンでご記入ください。（消えるボールペン不可）

※新使用者の身分証や住民票が不備の場合、手続きできないことがありますので、ご注意ください。

第16号様式(第13条関係)

那覇市民共同墓短期収蔵納骨室使用権承継許可申請書				
年 月 日				
那覇市長 宛				
申請者 本籍 住所 氏名 電話番号				
次のとおり那覇市民共同墓短期収蔵納骨室の使用権を承継したいので申請します。				
施 設 名				
納 骨 壇 の 位 置				
継 承 前 の 使 用 者	本 籍			
	住 所			
	氏 名		続柄(関係)	
許 可 番 号		那覇市指令 第 号 年 月 日		
使 用 期 間		年 月 日から 年 月 日 まで		
承 継 理 由				
添 付 書 類				
備 考				

関係人届

那覇市長 宛

申請者 本籍
住所
氏名

那覇市民共同墓短期収蔵納骨室の使用申請にあたり、使用者の関係人として届け出ます。

施設名 (番号等)	・短期収蔵納骨室 ()
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日

関係人 本 籍 _____
住 所 _____
氏 名 (署名) _____ 申請者との続柄 ()
電話番号 _____

関係人 本 籍 _____
住 所 _____
氏 名 (署名) _____ 申請者との続柄 ()
電話番号 _____

※氏名は、手書き（自署）をお願いします。